

令和6年士幌町議会第3回定例会

1 議事日程 9月6日（金曜日） 午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

（諸般の報告）

日程番号3 行政報告

日程番号4 教育行政報告

（今期議会議案提案理由総括説明）

日程番号5 議報告第4号 総務文教常任委員会所管事務調査報告

日程番号6 議案第1号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程番号7 議案第2号 農業委員会委員の任命について

日程番号8 議案第3号 教育委員会委員の任命について

日程番号9 議案第4号 士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する
条例案

日程番号10 議案第5号 士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例案

日程番号11 議案第6号 士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

日程番号12 議案第7号 士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

日程番号13 議案第8号 士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例案

日程番号14 議案第9号 士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

日程番号15 議案第10号 令和6年度士幌町一般会計補正予算（第4号）

日程番号16 議案第11号 令和6年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2
号）

日程番号17 議案第12号 令和6年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第
1号）

日程番号18 議案第13号 令和6年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程番号19 議案第14号 令和6年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第1
号）

日程番号20 議案第15号 令和6年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2
号）

日程番号21 議案第16号 令和6年度士幌町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

日程番号22 議案第17号 令和6年度士幌町下水道事業会計補正予算（第1号）

2 出席議員（12名）

1 番 中村 貢 2 番 森本 真隆 3 番 山中 明裕 5 番 矢坂 賢哉
 6 番 牧野 圭司 7 番 大西 米明 8 番 西山 伸宏 9 番 伊藤 健蔵
 10 番 成田 哲也 11 番 曾我 弘美 12 番 秋間 紘一 13 番 河口 和吉

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

町長 高木 康弘 教育長 土屋 仁志
 代表監査委員 寺田 和也 農業委員会会長 森本 耕二

5 土幌町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務課長	西野 孝典
地域戦略課長	小野寺 務	会計管理者	三野宮智恵子
町民課長	吉川 和美	保健福祉課長	佐藤 慶岩
産業振興課長	郷原 敏宏	建設課長	上山 英樹
建設課道路維持担当課長	若原 裕	病院事務長	増田 達也
特老施設長	齋藤 英雄	幼児教育課長	角田 淳二
消防課長	仙石 譲		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	下坂 吉彦	教育課長	川岸 滋一
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	加藤 吉宏
------	-------

8 職務のため出席した者

事務局長	藤内 和三	係長	長岡 直美
------	-------	----	-------

9 議事録

会 議 の 経 過

（午前10時00分）

1	河口議長	ただいまの出席議員は12名であります。
		定足数に達していますので、令和6年第3回土幌町議会定例会を開会します。
1		これから本日の会議を開きます。
		議事日程は、お手元に配付のとおりです。
		日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

		町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、保育所等における保育士、従事者の配置基準について基準府令に準じた改正を行うものでございます。議案第6号は、土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、電磁的記録媒体の使用やインターネットの活用について基準府令に準じた改正を行うものでございます。議案第7号は、マイナンバーカードと保険証の一本化に関連するマイナンバー法等の一部を改正する法律の一部が令和6年12月2日に施行されたことを受け、現行の国民健康保険証が廃止されたことに伴い、土幌町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。議案第8号及び第9号は、国の介護保険法施行規則及び基準省令が改正されたことに伴い、議案第8号、土幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例、議案第9号、土幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の2件の関係条例について所要の改正を行うものでございます。議案第10号から第17号は補正予算でありまして、一般会計ほか4特別会計、3事業会計の合計8会計の補正予算であります。認定第1号から第8号までは、令和5年度の一般会計ほか6特別会計、1事業会計の決算認定であります。 以上、本日ご提案いたしました議案についてご説明を申し上げましたが、議案提案の都度詳細をご説明いたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げ、総括説明といたします。
5	河口議長 森 本 委 員 長	日程第5、議報告第4号「総務文教常任委員会所管事務調査報告」を行います。 総務文教常任委員長、登壇願います。 議報告第4号。 令和6年9月6日。 土幌町議会議長、河口和吉様。 総務文教常任委員長、森本真隆。 総務文教常任委員会所管事務調査報告。 本委員会は、閉会中に所管事務調査を実施したので、その結果を報告します。 別紙報告書を御覧ください。令和6年所管事務調査報告書、土幌交通公園について。 総務文教常任委員会。 以降、第2、調査の趣旨、目的及び第7、所感の朗読を行います。 第2、調査の趣旨、目的。昭和62年3月に国鉄土幌線が廃止となった後、本町の歴史的価値の保存と継承と目的として、国鉄再建特別措置法に基づく土幌線転換交付金の一部を活用して駅舎及び周辺の整備を行い、昭和63年12月に貨車、台車などの陳列並びに国鉄時代の物品

		展示を行う土幌交通公園が完成した。現在地域戦略課が管理を行っている。このたびの所管事務調査では、「土幌交通公園について」と題し、本町の利用状況及び管理状況等について調査を行った。 3 ページを御覧ください。第 7、所感。昭和62年 3 月に国鉄土幌線が廃止され、翌年12月に整備、完成した土幌交通公園は、歴史的価値の保存と継承を目的として駅舎及び周辺整備、貨車、台車などの陳列並びに国鉄時代の物品展示を行っている。以降貨車、上屋塗装、プロットホーム改修、バリアフリー工事、内装整備等を行い、来訪者を迎えている。 公園の管理については、管理委託の期間もあったが、現在は町が主に行っている。平成22年度からは、近隣住民のご厚意で公園の手入れや来訪者の対応をお手伝いいただいている。来訪者については、旧駅舎の内覧を希望する電話連絡があった場合は開庁時間内のみ開場を行い、休日等は町民のご厚意で対応をしていただいている。令和 5 年度は、鉄道ファンなど32組の来訪者と町内小学生16名に対して職員が案内と展示物の説明等を実施した。平成 9 年に来訪者によって設置されたノートには、現在まで約210名の書き込みが残されている。 公園の管理は睦町内会をはじめ、近隣住民の方々に携わっていただいております。協働の精神に心から敬意を表したい。しかし、持続可能な管理体制を構築することは重要な課題である。旧駅舎や車両、展示物を含む施設は、観光資源、文化資源、教育の場といった様々な可能性を持つが、現状で観光拠点とすることは整備経費を考えても難しいと考える。これらの資料を保存する施設として展示物等の破損、盗難対策を十分に行った上で、来訪者が自由に観覧できる施設とするなど、各課連携の上で理事者の意思を含め早急に検討し、町民の理解を得なくてはいけない。また、手入れの行き届いた芝の広場についても幅広い世代に利用いただくことが望ましく、イベントの会場として活用することも視野に入れ、整備を進めるべきである。 今後土幌町の歴史を学ぶ貴重な施設、憩いの場所として整備を進められ、さらに町内外からの来訪者に親しまれる場所となることを望む。 以上、報告といたします。
6	河 口 議 長	これで総務文教常任委員会所管事務調査報告を終わります。 日程第 6、議案第 1 号「北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第 1 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について説明をいたします。 提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証の一本化に伴い、

		北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があることから、地方自治法第291条の3第1項の規定により変更することの協議について同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。 恐れ入ります。議案書の2ページを御覧願います。新旧対照表は説明資料の5ページになりますが、本ページで説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、第4条の規定を次の改め文のとおり全部改正をいたします。 あわせまして、第4条関係の別表第1を削り、第19条の第2項中の「別表第2」を「別表」に改めるものでございます。 次に、施行期日ですが、この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。 以上、議案第1号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
7		日程第7、議案第2号「農業委員会委員の任命について」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。
	高木町長	議案第2号は人事案件で、農業委員会委員の任命についてであります。令和6年6月6日付で菊地和浩農業委員より辞任の申出があり、欠員となったことから、7月1日から31日まで農業委員の推薦、公募を行ったところ、1名の推薦があり、8月14日に5名の委員で構成いたします士幌町農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、適格であることの報告がされたところであります。 このことから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議案に記載の富田博文氏について議会の同意を求めるものであります。 なお、任期につきましては前委員の残任期間であります。 同意をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。
	河口議長	説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これから議案第2号を採決します。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

8		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。 日程第8、議案第3号「教育委員会委員の任命について」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。
	高木町長	議案第3号についても人事案件で、教育委員会委員の任命についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 現教育委員会委員であります太田小枝子氏が本年9月30日で任期になるものでありますが、記載のとおり太田小枝子氏を再任しようとするものであります。 なお、任期につきましては本年10月1日より4年間であります。 同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明に代えさせていただきます。
	河口議長	説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これから議案第3号を採決します。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
9		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。 日程第9、議案第4号「土幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第4号 土幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この改正につきましては、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、法律の規定を引用している条項について改正する必要が生じたため、条例の一部を改正しようとするものでございます。 説明資料の6ページを御覧願います。新旧対照表は7ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、第5条第1項第4号中の児童福祉法第6条の2の2「第7項」を「第6項」に改めるものであります。 次に、施行期日につきましては、公布の日から適用するものであります。 以上、議案第4号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)

1 0	河口議長	討論なしと認め、これから議案第 4 号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第10、議案第 5 号「土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第 5 号 土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により保育所等における満 3 歳以上の児童に関わる保育士、保育従事者の配置基準が見直されたことに伴い、一部改正府令に準じた改正を行うものでございます。 説明資料の 8 ページを御覧願います。新旧対照表は 9 ページから 10 ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。 主な改正内容ですが、安心して子供を預けられる体制整備を進めるため、保育所等における保育士、保育従事者の配置基準を 4 歳、5 歳児については 30 対 1 から 25 対 1 へ、満 3 歳児については 20 対 1 から 15 対 1 へそれぞれ第 29 条、第 31 条及び第 44 条、第 47 条において規定を改めております。 次に、施行期日につきましては、公布の日から適用するものであります。 以上、議案第 5 号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第 5 号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第11、議案第 6 号「土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第 6 号 土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明

		をいたします。
		この改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、基準府令に準じて改正を行うものでございます。
		説明資料の11ページを御覧願います。新旧対照表は12ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、（１）の第５条において、保護者に対し書面等で交付すべきものについて、書面等による交付に代えて磁気ディスク、ＣＤ－ＲＯＭ、その他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものによる提供できる旨を規定しているところ、記録媒体で特定されることにより手続のオンライン化の支障となっており、技術的中立性を明らかにする観点から特定の媒体を示さない形として、電磁的記録媒体による提供ができる旨の規定に改め、文言を整理するものでございます。
		次に、（２）の第23条においては、特定教育、保育施設等の施設の利用に関する重要事項について施設内における書面掲示に加え、インターネットにより公衆の閲覧に供しなければならない旨を加えるものでございます。なお、本条例の対象となる特定教育、保育施設等に関する情報については、国が整備した子ども・子育て支援情報公表システム、ここｄｅサーチにより既に公表されており、本公表をもって改正内容に基づく掲示をしているものとみなされているところでございます。
		次に、施行期日につきましては、公布の日から適用するものであります。
		以上、議案第６号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第６号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
1 2		日程第12、議案第７号「土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第７号 土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

13・14		この改正につきましては、マイナンバー法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令によりマイナンバーカードと被保険者証の一本化に関わる改正国民健康保険法の施行期日が令和6年12月2日と定められたことに伴い、関係規定を改正するものであります。 説明資料の13ページを御覧願います。新旧対照表は14ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、改正法では現行の国民健康保険法第9条に定める被保険者証の交付及び返還に係る規定が削除されたことに伴い、第12条中の「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改めるものでございます。 次に、施行期日につきましては、令和6年12月2日から適用するものでありますが、この条例の施行の日前及び関係法令等の規定により従前の例によることとされる場合における条例の施行日前以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとしたします。 以上、議案第7号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第13、議案第8号「土幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、日程第14、議案第9号「土幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案」、以上2件を関連議案として一括議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 亀 野 議長のお許しをいただきましたので、議案第8号及び議案第9号を一括して提案理由について説明をいたします。 これらの改正につきましては、国の介護保険法施行規則及び基準省令が改正されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。 それでは、議案第8号 土幌町地域包括支援センターの人員及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたしますので、説明資料の15ページをお開き願います。主な改正内容ですが、1つの地域包括支援センターは保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を常勤でそれぞれ1人配置することが原則とされているところ、近年専門人材確保が困難となっている現状を踏まえ、現行の配置基準を存置しつつ、地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、常勤換算法による配置を選択することが認められたほか、複数の地域包括支援センターがある場合には複数のセンターで3職種を分散して、柔軟に職員を配置することも可能とするため、所要の改正を第2条、第3条及び第4条において規定を改めております。

次に、（２）のその他につきましては、国の介護保険法施行規則及び基準省令を参酌並びに準拠し、引用条項や文言の修正を行っております。

続きまして、説明資料の19ページを御覧願います。議案第9号 土幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。この改正につきましても議案第8号同様、国の介護保険法施行規則及び基準省令の改正に伴い、本条例を改正するものでございます。主な改正内容は、地域包括支援センター運営協議会の定義規定の条項が移ったことから、同規定を引用している第15条第1号中の「地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（２）」を「地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ）」に改めるものであります。

次に、施行期日ですが、議案第8号及び議案第9号ともに公布の日から施行するものであります。

以上、議案第8号、議案第9号の説明といたします。

河口議長 これから質疑を行います。ありませんか。

（な し）

河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

（な し）

河口議長 討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異 議 な し）

河口議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異 議 な し）

河口議長 異議なしと認めます。

15	西野 総務課長	よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第15、議案第10号「令和6年度士幌町一般会計補正予算〔第4号〕」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。 総務課長、西野よりご説明申し上げます。 議案第10号 令和6年度士幌町一般会計補正予算〔第4号〕ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,856万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億6,986万2,000円に改めようとするものです。 地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものといたします。 なお、今回の補正予算の歳出で1節報酬から4節共済費までの職員人件費の補正につきましては、本年4月の人事異動や職員共済組合の負担金の率の変更、退職手当組合に係る一部事前納付金の廃止並びに会計年度任用職員の雇用状況等の変更に伴う調整でございますので、各科目でのこれら人件費の説明は省略させていただきますので、ご了承願います。 それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページをお開き願います。10ページ中段の2款1項1目一般管理費では、10月1日からの郵便料金の値上げに伴い不足が見込まれる郵便代金として、11節役務費に郵便料65万円を追加するほか、国の法令等におけるアナログ的な規制の点検、見直しに連動し、本町の条例規則等の例規においてアナログ規制の見直しに向けた例規の点検、洗い出しを進めるため、12節委託料にアナログ規制点検見直し支援業務委託料176万円を追加するものでございます。 次に、3目財産管理費では、町有施設等の補修、修繕に対応する費用の追加として、10節需用費の修繕料に200万円を追加するものでございます。 次に、9目情報管理費では、児童手当法改正に伴う人事給与システムの改修費用として、11ページ上段の12節委託料にプログラム変更委託料105万6,000円を追加し、特定財源として地域子ども・子育て支援事業補助金を同額充当、次の情報システム整備委託料618万2,000円につきましては、各種証明書等の発行業務における書かない窓口の実現に向け、住民の利便性向上と事務効率化を図る窓口入力支援システムを導入するもので、別に説明資料を用意しておりますので、恐れ入りますが、説明資料の最終ページ、27ページを御覧願います。 説明資料に記載のとおり、住民の方が窓口で住民票などの発行申請をされる際に窓口を設置された専用の機械に運転免許証などの身分証明書を読み込ませ、本人確認が済めば氏名、住所等が印字された申請書が印刷されるという仕組みとなっております。基本情報を記入する手間が省略され、申請者の負担軽減はもとより、手続時間の短縮も
----	------------	---

期待できるものと考えております。事業費はシステム一式の導入費として618万2,000円、特定財源としてデジタル田園都市国家構想交付金309万1,000円を充当するものでございます。

補正予算書に戻っていただきまして、11ページ上段の14目愛のまち建設基金費では、指定寄附金を基金に積み立てるもので、本年度の一般寄附の実績を踏まえ、24節積立金に基金積立金1,569万5,000円を追加し、特定財源として指定寄附金を同額充当するものでございます。

次に、12ページをお開き願います。12ページ上段の4項1目選挙管理委員会費では、選挙執行時における有権者の投票機会の充実に向け、期日前投票所に新たなシステムを導入するための費用として、12節委託料に期日前投票所選挙システム導入事業委託料806万円を追加し、特定財源としてデジタル田園都市国家構想交付金403万円を充当するものでございます。

次に、12ページ下段の3款1項1目社会福祉総務費では、燃料費高騰対策として実施する冬期間の暖房費助成事業の関連費用として、10節需用費の印刷製本費に1万6,000円、11節役務費の郵便料、口座振込手数料を合わせて26万7,000円、19節扶助費に冬期暖房費助成事業扶助費920万円を追加するものでございます。

次に、13ページに移りまして、3目障がい者福祉費では、過年度分の国、道からの負担金の精算に伴い、22節償還金利子及び割引料に障害者医療費道費負担金返還金5万7,000円、国庫負担金返還金29万円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、4目高齢者福祉費では、介護事業所への補助金として18節負担金補助及び交付金に介護事業所運営補助金1,090万円を追加するものでございます。

次に、5目高齢者福祉施設費から9目介護保険費までの27節繰出金につきましては、各特別会計の人件費の補正に伴い、それぞれの目において一般会計からの繰出金を追加または減額するものでございます。

次に、14ページをお開き願います。14ページ中段の2項5目子育て支援推進費では、こども家庭センター事業の推進に係り、12節委託料に子育て世帯訪問支援事業23万6,000円を追加、保健センターの施設改修費用として、14節工事請負費にこども家庭センター開設改修工事10万8,000円を追加し、特定財源として国及び道の地域子ども・子育て支援事業補助金を合わせて25万8,000円充当するほか、町民からいただきました寄附を充て、寄附者のご意向に沿った事業の充実のため、18節負担金補助及び交付金に子ども食堂支援事業助成金20万円を追加し、特定財源として愛のまち建設基金繰入金を同額充当するものでございます。

次に、15ページに移りまして、15ページ上段の4款1項3目環境衛

生費では、14節工事請負費に土幌聖苑の改修費用としまして外壁塗装工事900万7,000円のほか、町民からいただきましたご寄附を充て、エアコン設置工事60万円を追加し、特定財源として愛のまち建設基金繰入金を同額充当するものでございます。

次に、4目病院費では、国保病院における医療機器整備に係る繰り出し分として、23節投資及び出資金の病院事業会計医療機器整備事業出資金350万円を追加するものでございます。

次に、5款1項1目労働諸費では、補助対象物件の申請増に伴い、18節負担金補助及び交付金に定住雇用促進賃貸住宅建設事業助成金840万円を追加するものでございます。

次に、16ページをお開き願います。6款2項1目林業振興費では、キツネ、アライグマ等の捕獲数増加により捕獲及び処分に係る委託料に不足が生じたことに伴い、12節委託料にキツネ捕獲業務委託料80万円、有害鳥獣処分委託料50万円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、下段の8款2項2目道路橋梁維持費では、道路維持管理作業に係る車両の修繕費用として、10節需用費の修繕料に300万円を追加するほか、除雪用機械を購入する事業者への補助に要する費用として、18節負担金補助及び交付金に除排雪機械購入補助金300万円を追加するものでございます。

次に、17ページに移りまして、17ページ中段の9款1項2目非常備消防費では、特定財源において消防団指揮広報車の導入に係る一般単独事業債を30万円追加する財源補正でございます。

次に、18ページをお開き願います。18ページ上段の10款2項2目小学校費の教育振興費では、1人1台端末の更新に係り、端末単価の上昇による費用の追加として、17節備品購入費の教育教材購入費に366万3,000円を追加し、特定財源として公立学校情報機器整備事業費補助金を財源補正を含め1,091万4,000円充当するものでございます。

次に、3項2目中学校費の教育振興費では、株式会社平田建設様からいただきましたご寄附を充て、17節備品購入費の図書購入費に20万円を追加し、特定財源として愛のまち建設基金繰入金を同額充当するほか、小学校費と同様に1人1台端末の更新に係る費用の追加分として、17節備品購入費の教育教材購入費に209万円を追加し、特定財源として公立学校情報機器整備事業費補助金を財源補正を含め640万9,000円充当するものでございます。

次に、4項2目高等学校費の教育振興費では、町民からいただきましたご寄附を充て、土幌高校の振興支援に要する費用として、19ページ上段の18節負担金補助及び交付金に高等学校振興会助成金10万円を追加し、特定財源として愛のまち建設基金繰入金を同額充当するものでございます。以下、20ページまで各科目の人件費の補正となっております。

		次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページ及び9ページをお開き願います。9ページの20款5項4目過年度収入につきましては、令和5年度分の精算に伴う追加交付分として障害者自立支援給付費国庫負担金544万8,000円など4件合わせて605万3,000円を追加、21款1項1目臨時財政対策債につきましては、交付税算定により発行額が確定したことから12万1,000円を減額するもので、このページ一番上の19款1項1目繰越金の前年度繰越金に3,978万2,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。 次に、5ページをお開き願います。5ページの第2表、地方債補正は、一般単独事業債の緊急防災・減災事業債につきましては起債対象事業費の調整により、補正後の欄に記載のとおり、限度額を変更、臨時財政対策債につきましては発行額が確定いたしましたので、補正後の欄に記載のとおり、限度額を変更するものでございます。 なお、21ページから23ページにかけましては、特別職、一般職の給与費明細書を掲載、最終ページの24ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので、ご参照願います。 以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
	河川議長 伊藤議員	これから質疑を行います。ありませんか。9番、伊藤議員。 8ページなのですが、17款の寄附金の指定寄附金ですが、指定寄附金、これ非常に細かい数字まで入っているのですが、何件で、どのような内容の寄附金があったのかお聞きしたいと思います。
	河川議長 西野 総務課長	総務課長。 総務課長、西野よりお答えさせていただきます。 今回補正予算に計上させていただきました寄附金の部分につきましては、本年8月20日までの町に寄せられました一般寄附、計15件で1,569万5,335円の寄附が寄せられましたので、こちらを積立金として歳出予算に計上いたしまして、特定財源としていただいた寄附を充当させていただいているところでございます。
	河川議長	以上でございます。 ほかに質疑ありませんか。 (なし)
	河川議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
	河川議長	討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
	河川議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
16		日程第16、議案第11号「令和6年度士幌町国民健康保険事業特別会

17		計補正予算〔第2号〕」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。
	吉川町民課長	町民課長、吉川から議案第11号 令和6年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。
		第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,259万2,000円に改めようとするものでございます。
		補正の内容につきましては、人事異動に伴う補正のため、説明を省略させていただきます。
		よろしくご審議いただき、原案のとおり可決決定いただきますようお願いいたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第17、議案第12号「令和6年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第1号〕」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。
	吉川町民課長	町民課長、吉川から議案第12号 令和6年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第1号〕についてご説明いたします。
		第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,752万1,000円に改めようとするものでございます。
		補正の内容につきましては、人事異動に伴う補正のため、説明は省略させていただきます。
		よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。

佐藤保健
福祉課長

日程第18、議案第13号「令和6年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第1号〕」を議題とします。

保健福祉課長、佐藤から議案第13号 令和6年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第1号〕についてご説明申し上げます。

なお、今回補正予算の歳出で 1 節報酬から 4 節共済費までの職員人件費の補正につきましては、人事異動によるものなので、各科目での説明は省略させていただきたいと存じますので、ご了承願います。

3 款 4 項 1 目総合相談事業費は人件費による補正により22万2,000円を減額、3 款 4 項 5 目認知症総合支援事業費は8 節旅費、18 節負担金補助及び交付金に認知症支援に係る研修会参加費用として12万4,000円を計上いたしました。特定財源といたしましては、1 目、5 目とも国の地域支援事業交付金（その他事業）など記載のとおりをそれぞれ減額または充当するものでございます。

歳入につきましては、特定財源で説明しておりますので、省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

これから質疑を行います。ありませんか。

質疑を終わり、これから討論を行います。

討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。

19		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第19、議案第14号「令和6年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第1号〕」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。
	齋藤特養施設長	特別養護老人ホーム施設長、齋藤から議案第14号 令和6年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第1号〕についてご説明申し上げます。 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,436万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億488万6,000円に改めようとするものであります。 初めに、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費の補正によるもので、その内訳として2節給料から4節共済費まで1,436万1,000円を増額するものです。 続きまして、歳入についてご説明いたしますので、4ページを御覧願います。3款1項1目一般会計繰入金を863万3,000円追加、4款1項1目繰越金を572万8,000円追加して収支の均衡を図ったものであります。 なお、6ページ以降には給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。 以上で説明を終わります。ご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第14号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
20	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第20、議案第15号「令和6年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第2号〕」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。病院事務長。
	増田病院事務長	国保病院事務長、増田より令和6年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第2号〕についてご説明申し上げます。 議案1ページ、第2条、業務の予定量のうち、(4)、主な建設改

		良事業の有形固定資産購入費3,335万3,000円を4,035万3,000円に改めようとするものです。 第3条、資本的収入及び支出では、予定額の収入、1款資本的収入1億1,499万7,000円を1億1,849万7,000円に、1項一般会計出資金8,126万7,000円を8,476万7,000円に改め、支出、1款資本的支出1億3,611万5,000円を1億4,311万5,000円に、1項建設改良費3,587万円を4,287万円に改めようとするものでございます。 それでは、補正予算の説明書に基づき支出から説明させていただきますので、3ページをお開き願います。今回の補正予算は、平成21年10月に導入しました血液検査に必要な多項目自動血球分析装置を更新しようとするものです。耐用年数を超えながらも部品交換しながら使用しておりましたが、最近では部材の調達が困難な状況にあることに加えて、故障により使用不能になることも懸念されてきたことから、今回更新しようとするものであります。資本的収入及び支出の下段の支出ですが、1款1項1目有形固定資産購入費の1節器械備品購入費に多項目自動血球分析装置の費用として700万円を追加し、これに係る収入として1款1項1目一般会計出資金の2節医療機器購入事業出資金に350万円を追加するものです。 以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第15号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
2 1		日程第21、議案第16号「令和6年度士幌町簡易水道事業会計補正予算〔第1号〕」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。
	上山建設課長	建設課長、上山より令和6年度士幌町簡易水道事業会計補正予算〔第1号〕についてご説明申し上げます。 第1条、令和6年度士幌町簡易水道事業会計補正予算〔第1号〕については、次のとおり改めるものでございます。 第2条では、収益的収支の予定額を第1款簡易水道事業費用3億6,001万円を3億5,984万円に、第1項営業費用3億3,862万9,000円を3億3,845万9,000円にそれぞれ改めるものでございます。 第3条では、特例的収入及び支出について、未収金及び未払い金の

		金額それぞれ1,269万9,000円及び1,388万5,000円と定めていたものをそれぞれ593万1,000円及び511万4,000円に改めるものでございます。 第4条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めておりました職員給与費2,340万6,000円を2,356万9,000円に改めるものでございます。 それでは、補正予算説明書に基づき収益的収支についてご説明させていただきますので、3ページを御覧ください。1款1項3目総係費では、2節手当で退職手当組合負担金の変更により33万3,000円の減額、4節法定福利費では職員共済組合負担金及び職員福祉協会負担金の率の変更によりそれぞれ16万2,000円と1,000円の増額の合計16万3,000円となるものでございます。 また、4ページに移りまして、こちらについては給与費明細書を掲載してございますので、ご参照願います。 以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第16号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
2 2		日程第22、議案第17号「令和6年度士幌町下水道事業会計補正予算〔第1号〕」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。
	上 山 建設課長	建設課長、上山より令和6年度士幌町下水道事業会計補正予算〔第1号〕についてご説明申し上げます。 第1条、令和6年度士幌町下水道事業会計補正予算〔第1号〕については、次のとおり改めるものでございます。 第2条では、収益的収支の予定額を第1款下水道事業費用2億5,278万7,000円を2億5,271万6,000円に、第1項営業費用では2億4,306万2,000円を2億4,299万1,000円にそれぞれ改めるものでございます。 第3条では、収益的収入及び支出について、未収金及び未払い金の金額それぞれ445万5,000円及び355万2,000円と定めていたものをそれぞれ759万1,000円及び412万円に改めるものでございます。 第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として定めておりました職員給与費487万3,000円を487万6,000円に改めるものでございます。

	それでは、補正予算説明書に基づき収益的収支について説明させていただきます。3 ページをお開き願います。1 款 1 項 5 目総係費では、2 節手当で退職手当組合負担金の変更により 7 万 4, 000 円の減額、4 節法定福利費では職員共済組合負担金の変更により 3, 000 円の増額となるものでございます。 また、4 ページに移りまして、こちらについては先ほど同様給与費明細書を掲載してございますので、ご参照お願いいたします。 以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
河口議長	討論なしと認め、これから議案第 17 号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全て終了しました。 次回は、10 日午前 10 時から再開します。 本日はこれで散会します。 (午前 1 1 時 0 4 分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員